



ホーム

住民の方へ

事業者の方へ

村について

観光情報

忍野村 > 記事

 言語を選択 | ▼

文字サイズ ● ●

背景色

 よみあげる

検索

猫について

2021年4月1日

動物はわたしたちの心を癒し、生活に潤いをもたらしてくれる一方で、正しく飼わないと自身の生活環境を悪化させる原因となることがあります。

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。

愛情と責任を持ち、正しい飼いかたをするよう心がけましょう。

猫を飼っているかたへ

屋内で飼いましょう

感染症や交通事故の危険があります。また、近隣への糞尿などの迷惑につながる場合があります。

飼い主も猫も安心して過ごせるよう、屋内飼育(室内飼い)を心がけましょう。

不妊・去勢手術を行いましょう

猫の繁殖力はとても強いです。生まれた子猫を飼うことができないのであれば、あらかじめ不妊去勢手術を行いましょう。

所有者明示をしましょう

- ・ 飼い猫であることがわかる「首輪」
- ・ 飼い主の連絡先を記載した「迷子札」
- ・ 確実な身元証明になる「マイクロチップ」
マイクロチップについては、「[マイクロチップについて](#)」(山梨県)をご確認ください。

よくある質問

- ▶ 道路に木の枝や草などがはみ出ており、車両等、通行しづらくなっていますが、村で切っていただくことはできますか。
- ▶ アスファルトの舗装道路が古くなり、穴が開いていますが、埋めて補修していただくことはできますか。
- ▶ 忍野村に住宅を建設する予定です。「景観計画行為届出書」は提出する必要がありますか。
- ▶ ヤカンやポットの底に白いものがこびりついていますが、なぜですか。
- ▶ 特定の蛇口から茶色の水が出るのですが、なぜですか。
- ▶ 水道管の凍結防止策について、教えてください。
- ▶ なぜ水道料金は、他市区町村との間に格差があるのでしょうか。
- ▶ 水道修理をお願いしたいのですが、水道業者を紹介してください。
- ▶ 使用水量は、どのように通知

最後まで責任をもって飼いましょう

動物の愛護及び管理に関する法律により、飼い主はできる限り動物がその命を終えるまで適切に飼養(終生飼養)する義務があります。

もし、適切に飼い続けることができない場合は、新たな飼い主を探してください。

猫などの愛護動物は、傷つけたり、捨てたりすると厳しく罰せられます。(動物の愛護及び管理に関する法律第6章罰則)

飼い猫が行方不明になったとき

飼い猫がいなくなったら、忍野村役場環境水道課までご連絡ください。詳しい特徴などをお伺いして、特徴の似た情報があれば、飼い主までご連絡します。

また、保健所にもご連絡ください。(連絡先 富士・東部保健事務所 0555-24-9033)

飼い主のいない猫に餌をあげているかたへ

飼い主のいない猫に餌をあげているだけでは、猫が増えてしまうだけでなく、糞尿や鳴き声など生活環境の悪化による近隣住民とのトラブルの原因にもなります。

次のことに注意し、近隣の理解を得られるよう努めてください。

- ・置き餌はやめましょう。
- ・糞尿の処理をしましょう。
- ・去勢・不妊手術をしましょう。

山梨県では、猫の適正飼育ガイドラインを作成しています。

「猫の適正飼養ガイドライン」[\(山梨県\)](#)をご確認ください。

さくらねこ無料不妊手術事業について

公益財団法人どうぶつ基金が手術費等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR(Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域猫」「さくらねこ」として一大限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫にかかわる苦情や、殺

されますか。

- ▶ 水道料金を口座振替にしたい場合、どうすれば良いですか。
- ▶ 水道料金の支払い方法を教えてください。
- ▶ 水道使用者を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。
- ▶ 水道の使用を中止したい場合、どのような手続きが必要ですか。
- ▶ 水道を使い始める場合、どのような手続きが必要ですか。

処分の減少に寄与する活動です。

詳しくは「[さくらねこ無料不妊手術事業について](#)」(公益財団法人どうぶつ基金)をご確認ください。

忍野村は、令和2年度からボランティア団体等と連携して、どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」に参加しております。

飼い主のいない猫でお困りのかたは環境水道課までお問い合わせください。

公益財団法人どうぶつ基金について

公益財団法人どうぶつ基金は、動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的に各種事業を行う団体です。

詳しくは「[公益財団法人どうぶつ基金](#)」をご確認ください。

お問い合わせ:忍野村役場 環境水道課

〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草1514(忍野村役場別館)

電話:0555-84-7781 FAX:0555-84-7805

メールでのお問い合わせ